

## 鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、燃油価格の高騰等による漁業経費の増加によって経営状況が悪化している漁業者に対して、漁業経営の改善を図る取組に支援を行い、県内漁業者の経営能力強化を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。ただし、同表の第5欄に定める額を限度とする。）に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以上の間接補助金を交付する同表の第7欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第8欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業の着手を希望する日の20日前までに行わなければならない。

ただし、操業の都合等により、やむを得ない場合はこの限りではない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額

するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第9欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日まですに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、そ

れぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業	
2 事業実施主体 (間接補助事業者)	県内の漁業者	
3 間接補助対象経費	船底等付着物防汚作業のために必要な経費	
4 間接補助対象経費の基準	省エネに資するため、船底等の付着物を除去し塗装を施すために要する経費（ただし、船舶1隻につき一度限りとし、1トン未満の漁船及び船外機船は除く。）	
5 間接補助対象経費上限額 (1隻あたりの額)	漁船の規模	間接補助対象経費上限額
	1トン以上5トン未満	30千円
	5トン以上10トン未満	45千円
	10トン以上20トン未満	120千円
	20トン以上	300千円
6 間接補助率	1 / 3	
7 間接交付主体 (補助事業者)	漁業協同組合、漁業組合その他知事が認めた者	
8 補助率	1 / 3	
9 間接補助事業の重要な変更	1 補助対象経費の増額 2 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更	

様式第1号（第4条、第10条関係）

鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

様式第4号に記載してください。

3 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

事業項目	補助対象経費 （算定基準額）(A)+(B)	負担区分	
		県補助金(A)	その他(B)
船底等付着物防汚作業のために必要な経費			

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※様式第4号の「他の補助金の活用」欄に、活用の有無及び活用する市町村名を記載してください。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 添付資料

（1）船底等付着物防汚作業に係る見積書（消費税額がわかるもの）

（2）船底等付着物防汚作業に係る領収書等支払を証明する書類

（3）様式第5号（県内事業者への発注が困難である事業実施主体のみ提出）

（注）事業計画書には（1）、（3）を添付し、事業報告書には（2）を添付すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
船底等付着物防汚 作業緊急支援事業					

番 号  
年 月 日

様

鳥取県知事 氏 名 (印)

鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当) 職 氏 名 電話

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付第202100235689号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。





様式第5号（第3条、第4条関係）

県外事業者発注理由書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（事業実施主体）住所

職名 ○○○○○（個人の場合は記載不要）

氏名 ○○ ○○

鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業の実施に当たり、下記の内容のとおり県外事業者へ発注することといたしました。

記

- 1 発注内容：
- 2 発注業者名：
- 3 発注業者住所：
- 4 発注理由：

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

（補助事業者）事業者名：○○○○○○○○○○  
代表者職名：○○○○○○○○  
氏名：○○ ○○

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

職氏名

鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

○○年○○月○○日付第○○号により交付決定通知があった鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金について鳥取県船底等付着物防汚作業緊急支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 鳥取県補助金交付規則第 18 条に基づく確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額                   | 金 | 円 |
| 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額       | 金 | 円 |

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。